

利用料金表一例1－1
 特別養護老人ホーム
 会津寿楽荘
 令和8年8月1日～

【多床室 自己負担1割の場合】

要介護度	介護保険対象料金			介護保険対象外料金(自己負担分)				利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額 (個別リハビリを含む)	処遇改善加算	介護保険負担 限度額	食費	居住費	管理費	
	(月額:円)	(日・月額:円)	(月額:円)		(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	589	76／日 50／月	3,440	非該当	1,545	915	500	97,740
				3段階②	1,420	530	500	82,440
				3段階①	680	430	500	57,240
				2段階	390	430	500	48,540
				1段階	300	0	500	32,940
要介護 2	659	76／日 50／月	3,801	非該当	1,545	915	500	100,201
				3段階②	1,420	530	500	84,901
				3段階①	680	430	500	59,701
				2段階	390	430	500	51,001
				1段階	300	0	500	35,401
要介護 3	732	76／日 50／月	4,178	非該当	1,545	915	500	102,768
				3段階②	1,420	530	500	87,468
				3段階①	680	430	500	62,268
				2段階	390	430	500	53,568
				1段階	300	0	500	37,968
要介護 4	802	76／日 50／月	4,539	非該当	1,545	915	500	105,229
				3段階②	1,420	530	500	89,929
				3段階①	680	430	500	64,729
				2段階	390	430	500	56,029
				1段階	300	0	500	40,429
要介護 5	871	76／日 50／月	4,895	非該当	1,545	915	500	107,655
				3段階②	1,420	530	500	92,355
				3段階①	680	430	500	67,155
				2段階	390	430	500	58,455
				1段階	300	0	500	42,855

各種加算内訳(①～⑤、⑦⑧体制加算 ⑥随時加算)

①日常生活継続支援加算 (月額:円)	②夜間職員配置加算 (月額:円)	③看護体制加算Ⅰ (月額:円)	④看護体制加算Ⅱ (月額:円)	⑤処遇改善加算 ※別記
36	16	4	8	17.20%
⑥個別リハビリ加算 (月額:円)	⑦科学的介護推進 体制加算 (月額:円)	⑧生産性向上推進 体制加算 (月額:円)		
12	40	10		

注1: 処遇改善加算について・・(介護保険サービス費+各種加算合計額) × 17.2% が加算されます。

利用料金表一例1-2 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 令和8年8月1日～

【多床室 自己負担2割の場合】

要介護度	介護保険対象料金			介護保険対象外料金(自己負担分)			利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	食費	居住費	管理費	
	(月額:円)	(日・月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	1,178	152/日 100/月	6,880	1,545	915	500	121,180
要介護 2	1,318	152/日 100/月	7,602	1,545	915	500	126,102
要介護 3	1,464	162/日 100/月	8,356	1,545	915	500	131,236
要介護 4	1,604	162/日 100/月	9,078	1,545	915	500	136,158
要介護 5	1,742	162/日 100/月	9,790	1,545	915	500	141,010

各種加算内訳(①～⑤、⑦⑧体制加算 ⑥随時加算)

①日常生活継続支援加算 (月額:円)	②夜間職員配置加算 (月額:円)	③看護体制加算Ⅰ (月額:円)	④看護体制加算Ⅱ (月額:円)	⑤処遇改善加算 ※別記
72	32	8	16	17.20%
⑥個別リハビリ加算 (月額:円)	⑦科学的介護推進 体制加算 (月額:円)	⑧生産性向上推進 体制加算 (月額:円)		
24	80	20		

利用料金表一例1-3 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 令和8年8月1日～

【多床室 自己負担3割の場合】

要介護度	介護保険対象料金			介護保険対象外料金(自己負担分)			利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	食費	居住費	管理費	
	(月額:円)	(日・月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	1,767	228/日 150/月	10,320	1,545	915	500	144,620
要介護 2	1,977	228/日 150/月	11,404	1,545	915	500	152,004
要介護 3	2,196	228/日 150/月	12,534	1,545	915	500	159,704
要介護 4	2,406	228/日 150/月	13,617	1,545	915	500	167,087
要介護 5	2,613	228/日 150/月	14,685	1,545	915	500	174,365

各種加算内訳(①～⑤、⑦⑧体制加算 ⑥随時加算)

①日常生活継続支援加算 (月額:円)	②夜間職員配置加算 (月額:円)	③看護体制加算Ⅰ (月額:円)	④看護体制加算Ⅱ (月額:円)	⑤処遇改善加算 ※別記
108	48	12	24	17.20%
⑥個別リハビリ加算 (月額:円)	⑦科学的介護推進 体制加算 (月額:円)	⑧生産性向上推進 体制加算 (月額:円)		
36	120	30		

◎介護保険利用者自己負担割合について

介護保険の利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。負担割合は、前年の所得に応じて決定され一定以上の所得がある方は2割または3割、それ以外の方は1割です。

	自己負担割合
年金収入等340万円以上（合計所得金額220万円以上）	3割
年金収入等280万円以上（合計所得金額160万円以上）	2割
年金収入等280万円未満（合計所得金額160万円未満）	1割

◎介護保険負担限度額について

令和8年8月1日～

定められた条件を満たすことで、介護保険施設を利用する際に支払う居住費と食費を軽減できる制度です。

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額82.65万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額82.65万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下
第4段階（非該当）	上記以外の方		

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。

◎高額介護サービス費について

介護サービスを利用する場合に支払った利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

区 分		負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上		140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満		93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約779万円)未満		44,000円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税		24,600円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	前年の公的年金等収入金額+その他の合計 所得金額の合計が82.65万円以下の方等	24,600円(世帯)
		15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(世帯)